

# 睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業

## 入札説明書

令和8年3月

睦 沢 町

# 目 次

第 1 章 入札説明書等の位置づけ .....	3
第 2 章 事業の目的及び内容 .....	4
第 1 節 本事業の目的 .....	4
第 2 節 本施設の整備方針 .....	4
第 3 節 事業名称 .....	5
第 4 節 事業実施場所 .....	5
第 5 節 公共施設等の管理者の名称 .....	5
第 6 節 事業の対象範囲 .....	5
第 7 節 事業方式 .....	6
第 8 節 事業期間 .....	6
第 9 節 事業スケジュール（予定） .....	6
第 10 節 事業者の収入 .....	7
第 11 節 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング .....	7
第 3 章 入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....	8
第 1 節 入札参加者の構成等 .....	8
第 2 節 業務実施企業の参加資格要件 .....	8
第 3 節 入札参加者の制限 .....	10
第 4 節 参加資格要件の確認基準日 .....	11
第 5 節 睦沢町入札参加資格者名簿の追加登録 .....	11
第 6 節 入札参加者の変更 .....	11
第 4 章 事業者募集等のスケジュール .....	12
第 5 章 入札手続等 .....	12
第 1 節 担当窓口 .....	12
第 2 節 入札に関する手続 .....	13
第 3 節 入札参加に関する留意事項 .....	16
第 4 節 入札予定価格 .....	17
第 6 章 入札書類の審査 .....	17
第 1 節 選定委員会 .....	17
第 2 節 審査方法 .....	18
第 3 節 審査項目等 .....	18

第 7 章 提案に関する条件.....	19
第 1 節 立地条件等.....	19
第 2 節 施設の設計、建設及び工事監理等の提案に関する条件 .....	20
第 3 節 資金計画に関する条件 .....	21
第 4 節 本町の費用負担 .....	21
第 5 節 保険.....	21
第 6 節 土地の使用.....	21
第 7 節 本町と事業者の責任分担.....	21
第 8 章 契約に関する事項.....	22
第 1 節 契約手続 .....	22
第 2 節 契約の枠組み .....	22
第 3 節 契約金額 .....	22
第 4 節 契約保証金.....	22
第 5 節 事業者の契約上の地位 .....	23
第 9 章 提出書類 .....	24
様式 1 入札説明書等に関する説明会及び現地説明会参加申込書	
様式 2 入札説明書等に関する質問書	
様式 3 第 1 回個別対話参加申込書及び個別対話の議題	
様式 4 第 2 回個別対話参加申込書及び個別対話の議題	

## 第1章 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、睦沢町（以下「本町」という。）が、睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、睦沢町財務規則（昭和59年規則第4号）及び本事業に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本町が発注する契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する以下の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

- 要求水準書（添付資料を含む。）：本町が事業者に要求する具体的な設計、建設及び工事監理のサービス水準を示すもの
- 落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- 様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの
- 設計施工一括請負仮契約書（案）：本事業の実施に関わる契約（以下「契約」という。）の内容を示すもの（仮契約書及び設計施工一括請負契約約款（案）により構成され、設計施工一括請負契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

## 第2章 事業の目的及び内容

### 第1節 本事業の目的

本町では、2025年に陸沢町教育大綱（第3次）を定め、同年「第3期陸沢町教育振興基本計画」を策定し、2029年度までの本町における教育の方向性を示した。

また、「陸沢町立小学校の適正規模・適正配置に関する方針」に基づき、2018年4月に2つの小学校を再編し、陸沢小学校を開校した。このことにより、本町には、こども園1施設、小学校1施設、中学校1施設となり、これまで進めてきた「陸沢町園小中連携教育」から「陸沢町園小中一貫教育」をめざし、2019年2月に「陸沢町園小中一貫教育基本方針」を策定した。そして、2020年4月に園小中一貫教育校（施設分離型）を開始した。

しかしながら、陸沢中学校は1968年に建設され、3年後に鉄筋コンクリート造の建造物の耐用年数（60年）を迎えることを考慮すると、早い段階で次に向かうべき方向性を示す必要がある。

このような背景を踏まえ、本事業では、設計施工一括発注方式により実施することで、民間企業の参加を広く求め、本町の求める要望等に最も適した提案を採用し、より効果的かつ効率的に質の高い公共サービスの提供を図ることを目的とする。

### 第2節 本施設の整備方針

#### 1. 基本方針（コンセプト）

##### ア 人間力・社会力を育む学校づくり

- ・多様な教育形態に対応する学習環境
- ・情報活用能力育成に向けた ICT 技術の活用

##### イ インクルーシブな学校づくり

- ・多様性を重んじる共生社会を体験する場の構築
- ・「個」と「協働」を意識した学びの充実

##### ウ 安全・安心を確保する学校づくり

- ・視認性の高い空間構成
- ・生徒の抱える様々な問題に向き合う相談の場づくり
- ・防災・減災に向けた備えを意識させる場

##### エ 地域に開かれた学校づくり

- ・地域との交流・地域開放を高める施設
- ・地域の子供は地域で育てる意識の共有の場
- ・リカレント教育、リスクリングの場の提供

##### オ 自然とともに過ごす学校づくり

- ・郷土愛を育む心の拠り所となる空間
- ・陸沢版ウェルビーイングを実感できる校舎

### 第3節 事業名称

睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業

### 第4節 事業実施場所

#### 1. 事業予定地

・千葉県長生郡睦沢町上市場 1500

#### 2. 敷地面積

・約 34,759 m<sup>2</sup>

#### 3. 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下の(1)から(3)に掲げるものとする（以下、これらを総称して「本施設」という。）。

- (1) 睦沢中学校校舎（以下「新校舎」という。）
- (2) (1)に掲げるもののほか、敷地内に設置する工作物
- (3) (1)及び(2)に係る外構

また、本事業では、上記施設の整備に加え、事業予定地内の既存プール等の解体・撤去（アスベスト対策を含む。）を行うものとする。

なお、既存の体育館及び柔剣道場・食堂棟、技術教室棟は、校舎棟と比較して耐震改修からの経過年月が短いことに加え新校舎の配置に大きな影響を与えないことから、当面は使用を継続するものとする。

また、本事業終了後に別途で既存校舎棟の解体、部室/体育倉庫・防災備蓄倉庫/屋外倉庫・渡り廊下の建設及び外構整備を行う。ただし、これらは新校舎の配置等に関連することから、配置計画までは本事業に含めるものとする。

### 第5節 公共施設等の管理者の名称

睦沢町長 田中 憲一

### 第6節 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

#### (1) 設計業務

- ア 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動・騒音測定等）
- イ 本施設の設計業務（プール・部室・倉庫の解体、一部外構含む）
- ウ 部室/体育倉庫・防災備蓄倉庫/屋外倉庫・渡り廊下、外構の配置計画
- エ 近隣対応業務
- オ 電波障害調査業務
- カ 本事業に伴う各種申請等の業務（完成後の施設の登記を含む）

キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## (2) 建設・工事監理業務

- ア 起工式
- イ 建設業務
- ウ 什器・備品等の調達・設置業務
- エ 工事監理業務
- オ 既存プール等の解体・撤去業務（アスベスト対策を含む）
- カ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- キ 電波障害対策業務
- ク 事後調査業務（近隣調査等）
- ケ 既存什器・備品等の移設業務
- コ 開校に必要な準備（パンフレット作成（500部）、施設に係る利用説明書等）
- サ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## 第7節 事業方式

本事業は、本町が事業者と締結する設計建設工事請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う方式（DB：Design Build）により実施する。

## 第8節 事業期間

本事業の事業期間は、設計建設工事請負契約締結日より令和11年3月末日までとする。

## 第9節 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

設計建設工事請負契約締結	令和8年（2026年）9月
事業期間	契約締結日～令和11年（2029年）3月末日
設計期間	契約締結日～令和9年（2027年）12月末日 ※基本設計は令和9年3月末日までに完了すること ※補助金申請に必要な図面等は令和9年9月末日までに提出
建設工事期間（令和9年度）	・既存プール等の解体・撤去：契約締結日～令和9年（2027年）12月末日 ・新校舎の建設（基礎工事まで）：実施設計完了後～令和10年（2028年）3月末日
建設工事期間（令和10年度）	・新校舎の建設（基礎工事以降）：令和10年（2028年）4月1日～令和11年（2029年）3月末日
引渡し日	令和11年（2029年）3月末日まで
供用開始日	令和11年（2029年）4月1日

## 第10節 事業者の収入

### 1. 施設整備費

本町は、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、設計建設工事請負契約書に定める額を、年度毎の出来高に応じて支払う。

## 第11節 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

### 1. モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本町でモニタリングを行う。

### 2. モニタリングの時期

本町が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。

### 3. モニタリングの方法

モニタリングは、本町が提示した方法に従って実施する。事業者は、本町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

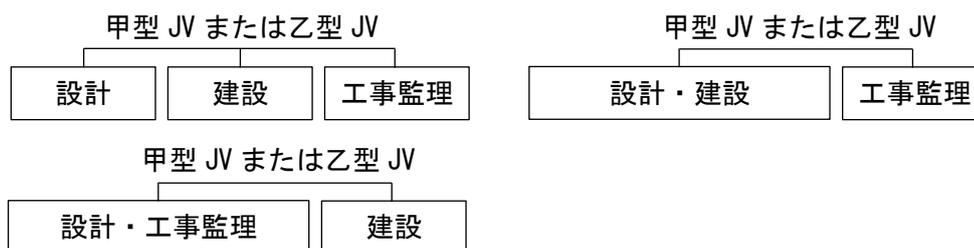
### 4. モニタリングの結果

モニタリングの結果、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合や是正に従わない場合には、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

### 第3章 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### 第1節 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、単独企業または複数の企業で構成する共同企業体とし、当該単独企業または共同企業体を構成するものを構成員という。
- (2) 入札参加者から直接業務を受託する者を協力企業という。
- (3) 入札参加者のうち共同企業体の場合は、すべての構成員の担当業務（設計、建設及び工事監理）を明らかにすること。また、参加表明書の提出時に代表企業及びその他の構成員の名称を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- (4) 入札参加者が共同企業体を組成する場合、代表企業は、共同企業体構成員が的確に業務を実施するように、共同企業体構成員の業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。また、代表企業は、共同企業体構成員が分担するコスト管理、要求水準の確認及び技術提案の確認などの管理を行うこと。
- (5) 共同企業体の方式は、甲型・乙型のいずれも可とする。ただし、設計業務を行う者、建設業務を行う者及び工事監理を行う者はそれぞれ単独企業または甲型 JV とすること。



- (6) 代表企業は、すべての構成員中最大の出資割合を負担するものとする。
- (7) 構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできないものとする。ただし、協力企業は、他の入札参加者の協力企業になることができるものとする。
- (8) 入札参加者もしくは協力企業には長生郡市内に本店、支店、営業所その他これらに類する事業所を有する企業を、1社以上含めること。

#### 第2節 業務実施企業の参加資格要件

代表企業及び構成員のうち設計、建設、工事監理の各業務を行う者は、1から3に示す各業務を行う者の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、工事監理業務は、建設業務を行う者と同一者又は資本面若しくは人事面において関連のある者が実施してはならない。

##### 1. 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも1社が該当すること。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登

録を受けた者であること。

- b. 千葉県及び本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 28 年 3 月 31 日から令和 8 年 4 月 1 日までの間に完了した、延べ面積（増築の場合は、増築部分の面積に限る。）3,000 m<sup>2</sup>以上の官公庁が発注した小学校又は中学校の新築又は増築工事における基本設計業務及び実施設計業務実績を有していること。

## 2. 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c 及び d の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 千葉県及び本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 令和 8・9 年度陸沢町建設工事等入札参加業者資格者名簿における建築一式工事経営事項審査の評点が 1,000 点以上であり、かつ千葉県内に本店、支店、営業所その他これらに類する事業所を有すること。
- d. 平成 28 年 3 月 31 日から令和 8 年 4 月 1 日までの間に完了した、延べ面積（増築の場合は、増築部分の面積に限る。）1,500 m<sup>2</sup>以上の官公庁が発注した小学校又は中学校の新築又は増築工事实績を有していること。

## 3. 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 千葉県及び本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 28 年 3 月 31 日から令和 8 年 4 月 1 日までの間に完了した、延べ面積（増築の場合は、増築部分の面積に限る。）1,500 m<sup>2</sup>以上の小学校又は中学校の新築又は増築工事における工事監理実績を有していること。

### 第3節 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (3) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしている者。
- (6) 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- (7) 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- (9) 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に本町から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- (11) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出

資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
- ・ 株式会社 北村大作建築設計事務所
- ・ 株式会社 学校文化施設研究所
- ・ シリウス総合法律事務所
- ・ 永井公認会計士事務所

- (12) 第6章 第1節 に記載の「睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、委員の公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- (13) 最近1年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者（直近による。）。
- (14) 入札参加者で、他の入札参加者として参加している者。ただし、協力企業として本事業に参加しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。また、本町が事業者との設計建設工事請負契約書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- (15) 睦沢町暴力団排除条例（平成24年睦沢町条例第4号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

#### 第4節 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

#### 第5節 睦沢町入札参加資格者名簿の追加登録

令和8・9年度睦沢町入札参加資格者名簿への登録が済んでいない代表企業及び構成員については、参加表明書の提出までに申請を完了しておくこと。また、登録方法等は、千葉県公式ホームページ上で公表している。

#### 第6節 入札参加者の変更

代表企業の変更は認めないが、構成員については、資格・能力等の面で支障がないと本町が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

## 第4章 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	内 容
令和8年3月9日	入札の公告、入札説明書等の公表
令和8年3月23日	入札説明書等に関する説明会の開催
令和8年4月3日	入札説明書等に関する第1回個別対話及び質問受付締切
令和8年4月14日、15日	入札説明書等に関する第1回個別対話
令和8年4月下旬	入札説明書等に関する第1回個別対話結果及び質問・回答の公表
令和8年5月8日	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和8年5月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和8年6月1日	参加表明書、資格審査書類の受付締切
令和8年6月1日	入札説明書等に関する第2回個別対話受付締切
令和8年6月8日	入札説明書等に関する第2回個別対話
令和8年7月2日	入札及び提案に係る書類の受付締切
令和8年8月上旬	落札者の決定及び公表
令和8年8月中旬	仮契約の締結
令和8年9月上旬	町議会の議決

## 第5章 入札手続等

### 第1節 担当窓口

入札手続についての本町の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

睦沢町総務課 担当：市原

住 所：〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1

電 話：0475-44-2516

F A X：0475-44-1729

E-mail：soumu3@town.mutsuzawa.chiba.jp

なお、入札説明書等の内容について、電話での直接回答は行わない。

## 第2節 入札に関する手続

### 1. 入札公告、入札説明書等の公表

令和8年3月9日（月）に、本事業に係る入札公告を行い、併せて入札説明書等を本町ホームページ上で公表する。

### 2. 入札説明書等に関する説明会等

入札説明書等に関する説明会を以下のとおり開催する。なお、参加希望者は、「入札説明書等に関する説明会及び現地説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記載の上、令和8年3月19日（木）午後5時までに、前節の担当窓口にてEメールにより提出すること。

#### (1) 入札説明会

日時：令和8年3月23日（月）午後1時30分から午後3時まで

会場：睦沢町役場（睦沢町下之郷 1650-1）

#### (2) 現地説明会

日時：令和8年3月23日（月）午後3時30分から午後4時まで

会場：千葉県長生郡睦沢町上市場 1500

### 3. 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望する者は、事前に前節の担当窓口にて連絡すること。

(1) 閲覧期間：入札公告の日から入札及び提案に係る書類の受付締切日まで  
（閉庁日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 閲覧場所：第5章第1節の担当窓口

### 4. 入札説明書等に関する第1回質問・回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期間：入札公告の日から令和8年4月3日（金）午後5時まで

(2) 受付方法：「入札説明書等に関する質問書」（様式2）に必要事項を記載の上、前節の担当窓口にてEメールにより提出すること。

(3) 回答：令和8年4月下旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

### 5. 入札説明書等に関する第1回個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本町と事業者との個別対話を実施する。

(1) 開催日：令和8年4月14日（火）、15日（水）

(2) 開催場所：睦沢町役場（睦沢町下之郷 1650-1）

(3) 参加資格：入札に参加を予定している者とし、参加人数は現地参加を3名以内とする。なお、共同企業体の組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の現地参加人数は合計で5名以内とする。

- (4) 受付期間・方法：「第1回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」（様式3）に必要事項を記載の上、令和8年4月3日（金）午後5時までに、第5章第1節の担当窓口にてEメールにより提出すること。日時等の詳細については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- (5) 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、4月下旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

## 6. 入札説明書等に関する第2回質問・回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：第1回質問への回答の日から令和8年5月8日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法：「入札説明書等に関する質問書」（様式2）に必要事項を記載の上、前節の担当窓口にてEメールにより提出すること。
- (3) 回答：令和8年5月下旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

## 7. 参加表明書及び資格審査書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び資格審査書類を以下の期間に提出すること。参加表明書及び資格審査書類の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

- (1) 受付期間：令和8年5月26日（火）から令和8年6月1日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- (2) 提出場所：第5章第1節の担当窓口
- (3) 提出方法：持参すること。
- (4) 提出書類：第9章 提出書類（様式集及び作成要領「1. 入札参加資格審査」を参照）
- (5) 提出部数：様式集及び作成要領「Ⅲ. 提出書類の作成要領（2）1）」を参照

## 8. 入札説明書等に関する第2回個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本町と事業者との個別対話を実施する。詳細な開催日時については、本町ホームページにおいて公表する予定である。

- (1) 開催日：令和8年6月8日（月）
- (2) 開催場所：睦沢町役場（睦沢町下之郷 1650-1）
- (3) 参加資格：共同企業体の組成を予定している複数社で出席するものとし、参加人数は現地参加を5名以内とする。
- (4) 受付期間・方法：「第2回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」（様式4）に必要事項を記載の上、令和8年6月1日（月）午後5時までに、前節の担当窓口にてEメールにより提出すること。日時等の詳細については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- (5) 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除

き、6月中旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

## 9. 入札書類審査及び提案に係る書類の受付期間、場所及び方法

入札書類審査及び提案に係る書類を提出する入札参加者は、関係する書類を以下の期間に提出すること。期間内に提出しなかった場合は、入札に参加できない。

- (1) 受付期間：令和8年6月26日（金）から令和8年7月2日（木）までの平日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- (2) 提出場所：第5章第1節の担当窓口
- (3) 提出方法：持参すること。
- (4) 提出書類：第9章 提出書類（様式集及び作成要領「Ⅱ.入札書類審査」を参照）
- (5) 提出部数：様式集及び作成要領「Ⅲ.提出書類の作成要領（2）2）」を参照
- (6) なお、入札を辞退する者は、様式集及び作成要領「様式3-1 入札辞退届」を、令和8年7月2日（木）午後5時までに、前節の担当窓口まで提出すること。提出方法は持参とする。

## 10. 入札の手順

- (1) 提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- (2) 入札参加資格審査書類が全て揃っている入札参加者の資格等が本町の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- (3) (1)、(2)の参加資格を確認し、審査結果を書面により令和8年6月12日（金）までに随時郵送する。参加資格を有するとされた者については、合わせて参加受付記号を通知する。
- (4) 参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札書類審査に関する書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- (5) 入札書類審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の提出書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- (6) 開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。
  - ア 開札日時：令和8年7月上旬（予定）
  - イ 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- (7) 入札書に記載する入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格を記載すること。入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が、第5章 第4節 において定める契約額の上限（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えている場合、失格とし、その場で当該入札参加者に通告する。なお、全入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。
- (8) 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。なお、価格評価点の算定においては、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を対象とする（落札者決定基準を参照）。

- (9) 本町は、別に公表する落札者決定基準に基づき、選定委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する
- (10) 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和8年8月上旬までに決定通知を行う。

## 11. ヒアリング等の実施

本町は、入札参加者に対し、令和8年8月上旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、代表企業に別途通知する。

## 第3節 入札参加に関する留意事項

### 1. 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

### 2. 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 3. 入札保証金

入札保証金は免除とする。

### 4. 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 5. 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本町が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

### 6. 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

### 7. 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却するものとし、返却費用は入札参加者負担とする。

## 8. 本町からの提示資料の取扱い

本町が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

## 9. 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の備えるべき参加資格のない者がしたもの
- (2) 入札価格のないもの
- (3) 入札参加者が明瞭でないもの又は入札価格を判読できないもの
- (4) 入札参加者の記名押印がないもの又は住所の記載のないもの
- (5) 入札価格を訂正したもの
- (6) 虚偽の記載があるもの
- (7) 1つの入札について同一の者から2つ以上の入札書類が提出されたもの
- (8) 入札書類の受付期間締切までに到達しなかったもの
- (9) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに談合したと認められるもの
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められるもの
- (11) 予定価格を上回る価格を提示したもの
- (12) 入札保証金の納付が必要な場合に、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
- (13) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (14) その他入札に関する条件に違反したもの

## 10. 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

### 第4節 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、3,042,511,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

## 第6章 入札書類の審査

### 第1節 選定委員会

事業者の選定に当たり、本町に学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。選定委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

選定委員会の委員は、次のとおりである。

【選定委員会 委員】

役職	氏名	所属
委員長	柳澤 要	千葉大学大学院 工学研究院 教授
委員	藤澤 伊佐雄	秀明大学 学校教師学部 教授
委員	早川 亜希	東京理科大学 工学部 助教
委員	平山 義晴	睦沢町 副町長
委員	鵜澤 智	睦沢町 教育長

## 第2節 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い資格審査及び提案審査により行う。提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最も優れた提案（以下「最優秀提案」という。）を行った者を選定する。

## 第3節 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 提案価格に関する審査

### 1. 落札者の決定

本町は、最優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

### 2. 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

### 3. 提案概要資料の作成

落札者決定後、落札者は本町の町民説明用に提案概要資料（A3版2枚程度を想定）を作成すること。詳細は、落札者決定後、本町との協議によるものとする。

## 第7章 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

### 第1節 立地条件等

#### 1. 事業予定地の前提条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、以下のとおりである。

- ① 事業予定地 千葉県長生郡睦沢町上市場 1500
- ② 敷地面積 約 34,759 m<sup>2</sup>
- ③ 都市計画 都市計画区域外
- ④ その他地域地区 防火地域等：なし、高度地区：なし  
地区計画等：なし、建築協定：なし
- ⑤ 埋蔵文化財包蔵地 なし
- ⑥ 接道状況
  - ・ 南東側 県道 148 号南総一宮線（町道 445 号接続部幅員 8.0m）

#### ⑦ インフラ

事業予定地のインフラ状況は次のとおりである。なお、引き込み方法は特記なき限り事業者の提案によるが、必要に応じて各供給業者と事前協議を行った上で提案すること。

ただし、インフラの引き込みにより発生する開発負担金、敷地外の工事負担金及び設置基数による負担金は本町が負担する。新校舎の配置計画により必要となる既設インフラの切り回しや移設等に関する費用は事業者が負担すること。

##### ア 給水

- ・ 南東側に配水管 φ40mm がある。

##### イ 排水

- ・ 汚水排水 現状、公共下水道なし。  
既存設備：単独浄化槽 51 人槽 合併担体流動生物ろ過方式 1 式
- ・ 雨水排水 道路側溝へ排水。

##### ウ 都市ガス

- ・ 南東側にガス本管 φ80mm がある。

##### エ 電力

- ・ 南東側道路に電柱及び電線がある。

##### オ 通信

- ・ 南東側道路の電柱に共架されている。

## 2. 解体・撤去対象施設の概要

解体・撤去対象施設は、既存プール、部室等であり、概要は以下のとおりである。

建物名称	竣工年	築後年数 (R7 時点)	構造※1	階数	延床面積
部室／倉庫	S62	38 年	CB 造	1 階	60 m <sup>2</sup>
倉庫	S63	37 年	CB 造	1 階	29 m <sup>2</sup>
プール	S44	56 年	RC 造	1 階	— m <sup>2</sup>
プール専用付属室	S44	56 年	S 造	1 階	59 m <sup>2</sup>
合計					148 m <sup>2</sup>

※1 構造区分／RC 造：鉄筋コンクリート造、S 造：鉄骨その他造、CB 造：コンクリートブロック造

## 3. 整備対象施設

本事業で整備対象とする施設は、以下に示す諸室等で構成される。

エリア		室名
① 新校舎	普通教室	普通教室、特別支援学級
	特別教室	理科室、理科準備室、音楽室、音楽準備室、美術室兼家庭科室（被服）、美術準備室、家庭科準備室（被服）、図書室、多目的室
	管理諸室	職員室（休憩室含む）、校長室、会議室、事務室、保健室、相談室、教育支援室、放送室、印刷室、教材庫・倉庫、職員更衣室（男女別）、生徒更衣室（男女別）、生徒会室、PTA 室兼学校運営協議会室
	共用部	昇降口、来客玄関、配膳室、生徒用トイレ、職員・来客用トイレ、バリアフリートイレ、廊下、階段、エレベーター、その他
②その他（工作物等）	ごみ置き場、スロープ、駐輪場	
③ 外構	①及び②に係る敷地の一部	

## 第2節 施設の設計、建設及び工事監理等の提案に関する条件

本施設の設計、建設及び工事監理等の提案に関する条件は、第2章第6節の事業の対象範囲で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

### 第3節 資金計画に関する条件

資金計画に関する条件として、以下に示す各年度の上限額を出来高に応じた本町からの部分払の額が上回らないようにするものとする。なお、本町からの部分払の額の詳細は設計施工一括請負仮契約書（案）第44条による。

年度	支払上限額（税込）	支払い内容
令和8年度（2026年度）	28,156千円	基本設計費相当額
令和9年度（2027年度）	677,950千円	実施設計費相当額 既存プール等の解体撤去費相当額 新校舎建設工事費相当額（基礎工事まで） 工事監理費相当額
令和10年度（2028年度）	2,336,405千円	新校舎建設工事費相当額（基礎工事除く） 工事監理費相当額 備品調達相当額

### 第4節 本町の費用負担

本町が実施するモニタリングに係る費用は、本町が負担するものとする（事業者側に発生する費用を除く。）。

### 第5節 保険

設計施工一括請負仮契約書（案）別紙4による。

### 第6節 土地の使用

本施設等の事業予定地は本町の町有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、事業予定地を無償で使用することができる。

### 第7節 本町と事業者の責任分担

#### 1. 基本的考え方

本町と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

#### 2. 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、設計施工一括請負仮契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

## 第8章 契約に関する事項

### 第1節 契約手続

#### 1. 契約の条件

本町と落札者は、落札者決定後、速やかに仮契約の締結を行う。また、睦沢町議会（以下「町議会」という。）の議決を要するため、当該仮契約は、町議会での当該仮契約の締結に係る議案の議決を経て本契約となる。ただし、本町は、当該議案が町議会で議決されなかった場合、本町の事由による場合を除き、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

#### 2. 契約の解除

落札者決定後、本契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第3章の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、本町は当該仮契約を締結せず、又は解除することがある。

### 第2節 契約の枠組み

#### 1. 対象者

単独企業または共同企業体

#### 2. 締結時期及び事業期間

仮契約 令和8年8月中旬

町議会の議決 令和8年9月上旬

事業期間は、契約締結日より令和11年3月末日までとする。

#### 3. 契約の概要

事業者が本町を相手方として締結する契約は、設計施工一括請負仮契約書（案）によるものとし、設計施工一括請負仮契約書（案）の内容は、原則として誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

契約は、本町の提示内容、事業者の提案内容及び設計施工一括請負仮契約書（案）に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設及び工事監理に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

### 第3節 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に消費税及び地方消費税等相当額を加算した金額とする。

### 第4節 契約保証金

設計施工一括請負契約約款（案）第4条第1項ただし書きの規定により免除とする。

## 第5節 事業者の契約上の地位

本町の事前の承諾がある場合を除き、事業者は契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。

## 第9章 提出書類

提出書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集及び作成要領を参照のこと。

### 1. 入札参加資格審査

参加表明書	
・参加表明書	(様式 1-1)
入札参加資格審査に関する提出書類	
・資格審査申請書	(様式 2-1)
・設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-2)
・建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-3)
・工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-4)
・入札参加者構成表及び役割分担表	(様式 2-5)
・委任状 (構成員用)	(様式 2-6)
・委任状 (代表企業用)	(様式 2-7)
・事業実施体制	(様式 2-8)
・共同企業体協定書の写し	(書式自由)
・会社概要書 (代表企業、構成員の全企業)	(書式自由)
・定款 (代表企業、構成員の全企業)	(書式自由)
・決算報告書 (代表企業、構成員の全企業、直近 3 年)	(書式自由)
・登記簿謄本 (代表企業、構成員の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本)	(書式自由)
・納税証明書その 3 の 3 (代表企業及び構成員の全企業、証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書の提出で可。申請日において発行日から 3 月以内のもの。)	(書式自由)
・都道府県税に未納がないことの証明書 (完納証明書等) (代表企業及び構成員の全企業、それぞれの所在地の都道府県にて、証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書の提出で可。申請日において発行日から 3 月以内のもの。)	(書式自由)
・市町村税に未納がないことの証明 (代表企業及び構成員の全企業、それぞれの所在地の市町村にて、証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書の提出で可。申請日において発行日から 3 月以内のもの。)	(書式自由)
その他	
・入札辞退届 (辞退する場合のみ)	(様式 3-1)

### 2. 入札書類審査

○ 入札書類審査に関する提出書類	
・入札書類審査に関する提出書類提出書	(様式 A-1)
・入札参加者構成表	(様式 A-2)
・入札書	(様式 A-3)
・入札価格内訳書 (別表含む)	(様式 A-4)
・要求水準書及び添付書類に関する誓約書	(様式 A-5)
○ 提案書	

・事業計画に関する事項	(様式 B-1～3)
・設計業務に関する事項	(様式 C-1～8)
・建設・工事監理業務に関する事項	(様式 D-1～3)
・計画図面等提案書類	(様式 E-1～17)
・事業スケジュール	(様式 F-1)
・見積書	(様式 G-1)
○基礎審査項目チェックシート	(様式 H-1)